

3 特許行政の課題

国富の源泉としての「知的財産」の重要性についての認識の急速な広まりと知的財産政策への期待の高揚を背景として、政府は、知的財産をめぐる各種の課題について、様々な会議において検討を進めた。2002年7月3日、内閣総理大臣の開催する「知的財産戦略会議」は、「知的財産戦略大綱」を策定し、「知的財産立国」を国家目標として、知的財産政策に国家として取り組むこととなった。これに先立ち、経済産業政策局長と特許庁長官の私的懇談会である「産業競争力と知的財産を考える研究会」は、2002年6月5日に報告書を取りまとめ、知的財産戦略大綱の策定に大きく寄与した。今後、知的財産戦略大綱に沿って、様々な課題について着実な実行に努めていく。

1. 知的財産の適切な保護

① 先端技術の的確な保護

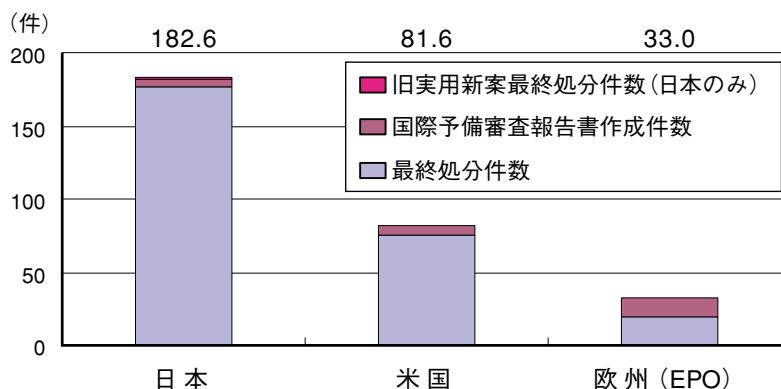
ポストゲノム研究等ライフサイエンス分野の研究開発の進展は著しい。この分野における先端技術を適切に保護すべく、2002年度中に、タンパク質立体構造関連発明について、日米欧三極の運用の調和、審査事例集の作成等による審査基準の明確化に努める。また、再生治療、遺伝子治療関連技術等の進展を踏まえ、医療制度や生命倫理への影響も念頭におきつつ、先端医療技術の特許化等に関して検討を進めていく。

② 迅速・的確な審査・審判

我が国特許庁は、三極特許庁の中でも最も高い効率性を有している。しかしながら、趨勢的な特許出願件数、平均請求項数の増加に加えて、審査請求期間の短縮化に伴い審査請求件数が大幅に増加したことにより、審査待ち期間の長期化への懸念が高まっている。また、それに伴う将来的な審判請求件数増、審判処理期間の長期化も懸念される。

一方、公正取引委員会が開催した「新たな分野における特許と競争政策に関する研究会」の報告書に代表されるように、特許権が強化されるプロパテント政策の下では、審査・審判の質の向上がより一層求められている。今後、審査・審判体制の充実化に最大限の努力を図っていく。また、審判制度については、簡素化・合理化への強い要請もあり、2003年通常国会に所要の改正法案を提出すべく検討を行っていく。

【日米欧三極特許庁の審査官 1 人当たりの年間最終処分相当件数】

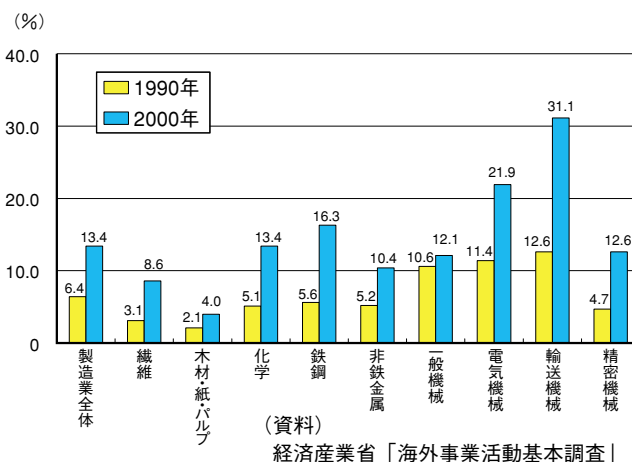


(資料) 審査官数は、2001年版三極統計報告。
処分件数は、2001年版米国特許商標庁年次報告書、及び、
2001年版欧州特許庁年次報告書。

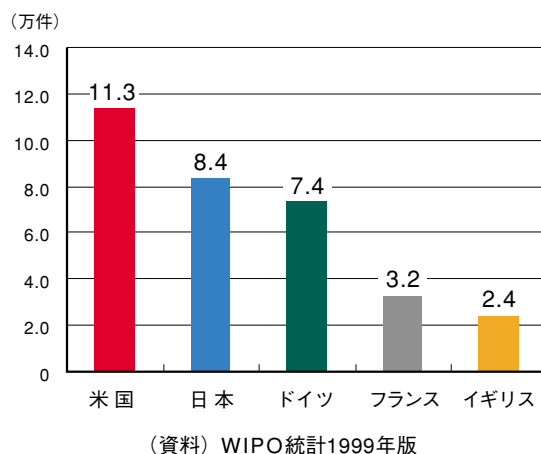
③企業活動の国際化に対応した知的財産制度の整備

企業活動の国際化は販売ばかりでなく、生産の面でも加速化している。我が国製造業の海外生産シフトは、1990年代を通して、全分野で進展している。それに伴い、海外における模倣品・海賊版等の被害も深刻化する容相を呈してきており、2002年4月に発足した民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」とも連携し、官民一体となって模倣品対策に取り組んでいく。また、我が国国民が海外で早期にかつ容易に権利を取得するための環境を整備することが必要である。我が国は、米国に次いで世界で2番目に外国での特許権の登録件数が多く、国際的な知的財産制度の整備によるメリットが相対的に大きい。今後、i) 先行技術調査結果・審査結果の相互利用の推進、ii) 世界知的所有権機関（WIPO）における特許協力条約の改正、実体特許法条約に関する議論、iii) 修正実体審査制度（審査主義の国が審査に係る主権を残しつつ他国での特許付与に基づいて自国において特許を付与する制度。より詳しくは、第2部第1章②3. を参照。）の活用等に積極的に取り組んでいく。

【製造業の業種別海外生産比率】



【各国民の外国における特許登録件数】

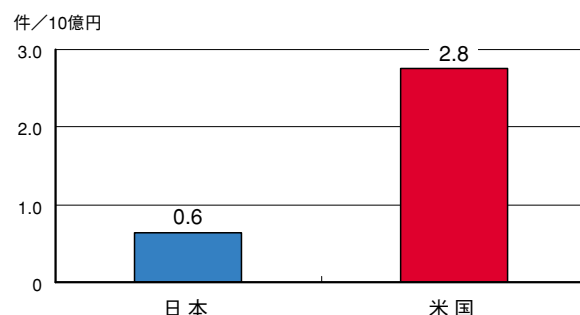


2. 知的財産の適切な活用

2001年3月30日に閣議決定された第2期科学技術基本計画においては、平成13年度からの5年間で政府研究開発投資の総額を約24兆円とすることが必要とされており、大学・公的研究機関を中心として、国家的大型研究開発投資がなされる。我が国の国際競争力強化の観点から、特許等を媒介として大学・公的研究機関の技術を的確に民間に技術移転することが重要である。我が国の大学・公的研究機関の特許に対する取組は近年大幅に向上してきている（詳しくは、第1部第4章を参照。）ものの、我が国にお

いては、TLO（技術移転機関）の設立から間もないこともあり、大学の研究費当たりの特許出願件数、TLOの特許1件当たりのライセンス収入について、米国に大きく水をあけられている。今後、大学等で生まれた技術の移転促進を図るため、大学に対する人的支援、特許マインド向上のための人材強化支援等を推進していく。

【大学における研究費10億円当たりの特許出願件数】



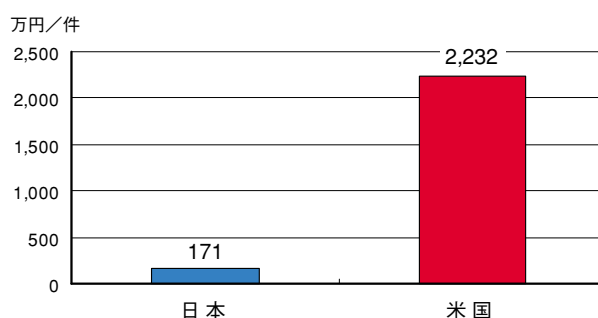
（資料）（日本）特許庁資料、総務省「科学技術研究調査報告」

（米国）AUTM “AUTM Licensing Survey 2000”

（備考）特許出願件数は、大学及びTLOが出願人となっているものをカウントした。

ドルは、OECD購買力平価により円換算した。

【特許1件当たりのTLOのライセンス収入】



（資料）（日本）経済産業省資料

（米国）AUTM “AUTM Licensing Survey 2000”

（備考）特許出願件数は、大学又はTLOが出願人となっているものをカウントした。

ドルは、OECD購買力平価により円換算した。

3. 知的財産の創出

① 技術動向調査の充実

先端科学技術分野における技術動向を的確に把握し、効果的・効率的な研究開発を促進し、かつ、効果的に研究開発成果を特許出願に結びつけることが、先端技術分野に牽引された産業発展には欠くことができない。今後、先端技術分野における技術動向に関する情報発信の更なる充実を推進していく。

② 職務発明制度の在り方

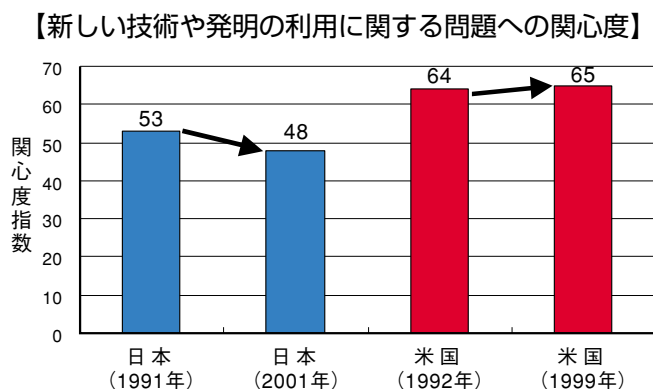
発明者のインセンティブを確保しつつ、企業の特許管理コスト・法的不安定性等のリスクを軽減して企業の経営判断の自由度と予見可能性を増すことは、我が国産業の競争力の強化の観点から重要であり、職務発明制度の在り方につき、検討を行っていく。

4. 知的創造時代を担う人的基盤の構築

① 知的財産意識の啓発

2001年に科学技術政策研究所が実施した一般国民を対象とした「科学技術に関する意識調査」によると、新しい技術や発明の利用に関する問題への関心度は、1991年から2001年にかけて5ポイントも

低下した。一方、米国は我が国に対して、10ポイント以上も高い値であるばかりでなく、1992年から1999年にかけてわずかではあるが上昇している。知的財産立国の実現のためには、国民全体の創造に対する意識を向上させ、自由な発想、創意工夫の大切さを涵養し、独創性・個性を尊重する社会環境を構築することが必要であり、知的財産教育を通じた、人的基盤の強化に積極的に取り組んでいく。



(資料) NISTEP REPORT 72 「科学技術に関する意識調査
— 2001年2～3月調査 —」 科学技術政策研究所 (2001年12月)

②専門人材の育成

2002年4月に弁理士法が改正され、信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、特許権等の侵害訴訟（弁護士が訴訟代理人となっている事件に限る。）における代理権を弁理士に付与することが規定された。今後、速やかに、能力担保のための研修等を開始する。また、2004年4月から学生受入れ予定である法科大学院が、新しい社会のニーズに応え、技術と法律の両面に知悉した知的財産専門サービス提供者を多く輩出することができるよう関係機関への働きかけを含めて努力していく。